

# 令和8年度廃炉関連企業の競争力強化支援業務委託 募集要領

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「イノベ機構」という。）が実施する「令和8年度廃炉関連企業の競争力強化支援業務」（以下「本業務」という。）の受託候補者の選定にあたり企画提案競技（以下「プロポーザル」という。）を実施する。

## 1 委託業務の概要

- (1) 委託業務名  
「令和8年度廃炉関連企業の競争力強化支援業務委託」一式
- (2) 業務の内容  
別紙「仕様書（案）」のとおり。
- (3) 履行期限  
契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで。
- (4) 見積限度額  
7,925,500円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) プロポーザルの主な日程（予定）

日 程	内 容
令和8年4月6日（月）	募集要領の公表
令和8年4月14日（火） 正午（必着）	質問書の受付期限
令和8年4月16日（木） 予定	質問書への回答
令和8年4月20日（月） 正午（必着）	参加表明書の提出期限
令和8年4月27日（月） 正午（必着）	企画提案書等の提出期限
令和8年5月12日（火） 午後	審査会（プレゼンテーション）
令和8年5月中	審査結果の通知
令和8年5月中	契約

- (6) 担当部署等（書類提出先、お問い合わせ先等）

○部 署 公益財団法人 福島イノベーション・コースト構想推進機構  
産業集積部 廃炉関連産業集積課

○住 所 〒960-8043 福島県福島市中町1-19 中町ビル6階

○電話番号 024-581-7046

○F A X 024-581-6898

○電子メール [hairo-matching@fipo.or.jp](mailto:hairo-matching@fipo.or.jp)

○ホームページ URL : <https://www.fipo.or.jp/procurement>  
※ 募集要領及び各種様式等の電子データは、ホームページから  
取得できます。

## 2 参加資格

プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）は、次に掲げる資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 本業務の実施について機構の要求に応じて即座に来所するなど、常に連絡調整できるように対応できる体制を整えていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 募集要領を公表した日から契約締結日までの期間において、福島県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
  - ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。
  - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (6) 福島県の県税を滞納している者でないこと。
- (7) 消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

## 3 質問書の受付及び回答

### (1) 受付期間

令和8年4月6日(月)から4月14日(火) 正午まで

### (2) 受付方法

ア 「質問書」(様式第1号)を提出期限までに電子メールにより提出してください。なお、電話による質問は行いません。

イ 送信件名(タイトル)は「廃炉競争力強化委託に関する質問」としてください。

### (3) 回答方法

質問に対する回答は、令和8年4月16日(木)までに、イノベ機構のホームページに公表します。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に関わるものについては、質問者にのみ回答します。

#### 4 参加表明書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、「参加表明書」（様式第2号）を下記により提出してください。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けません。

(1) 提出期限

令和8年4月20日（月）正午まで必着

(2) 提出方法

イノベ機構へ電子メールにより提出し、電子メールの件名は「【参加表明書】廃炉競争力強化委託」としてください。

(3) 回答方法

受領後、参加資格等不備がない場合は、参加表明書に記載の電子メールの宛先へ確認結果を通知します。

#### 5 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和8年4月27日（月）正午まで必着

(2) 提出書類

次の書類について、アは1部、イ～コは6部を(1)の期限までに提出してください。なお、様式は、イノベ機構のホームページからダウンロードしてください。

ア 企画提案申請書(様式第3号)

イ 企画提案書(任意様式)

ウ 実施体制説明書(様式第4号-1)

エ 実施責任者経歴書(様式第4号-2)

オ 実施担当者経歴書(様式第4号-3)

カ 委託費内訳書(様式第4号-4)

キ 定款の写し

ク 法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)

ケ 主な受託業務実績(任意様式)

コ 会社の概要や実施業務分野が記載されたパンフレット等

(3) 提出方法

提出は、郵送または持参とします。

※ 郵送時には封筒表面に「廃炉競争力強化委託企画提案書類」と赤字で記入してください。

また、簡易書留を利用するなど書類の配達記録が残る方法で提出してください。

※ 持参の場合は、月曜日から金曜日の8時30分から17時の間とします。

#### 6 業務委託候補者の選定

(1) 選定方式

公募型プロポーザル方式

(2) 審査方法

事前に提出を求める企画提案書に基づく、書類及びプレゼンテーションによる審査を実施し、最も優れた提案者である委託候補者及び次点者を決定します。

(3) 審査基準及び配点

評 価 項 目		配点
1 業務遂行体制に関する評価		30点
①実施体制	・支障なく業務遂行できる体制や人員を有しているか。 ・円滑に実施できる計画となっているか。	10点
②提案者の実績	・事業遂行に必要と考えられるノウハウや実績等を十分有しているか。	10点
③イノベ機構との連携体制	・県内に活動拠点有しているなど、情報共有や疑義が生じた場合は速やかに打合せを実施できるか。	10点
2 企画内容に関する評価		60点
①支援活動計画の策定	・計画の策定方法は、具体的で支援の効果を高める内容であるか。	20点
②課題解決活動の実施	・活動の実施内容は、支援の効果を高める具体的で実施可能な内容であるか。	20点
③事務局関連事業への参加支援	・支援の効果を高めるため、事務局関連事業を活用した支援内容になっているか。	20点
3 費用対効果に関する評価		10点
①経費の積算	・適切に費用の積算がなされており、事業の効果を最大限高めるものと認められるか。	10点
合 計		100点

## 7 プレゼンテーションの実施

(1) 審査実施日及び場所

令和8年5月12日（火）午後

※ 時間及び場所については、別途連絡します。

(2) プレゼンテーションに係る注意事項

ア 企画提案者が審査会場に入室できる人数は2名以内とします。

イ 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付やパソコン等の使用は認めません。

ウ 1提案者あたりの時間は、25分以内とします（15分以内のプレゼンテーションと10分以内の質疑）。

(3) その他

ア 提出のあった書類等については、企画案の採用、不採用に関わらず返却しません。

イ 提出された書類等は、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構情報公開規程に基づく情報公開請求の対象となります。

ウ 提出書類を提出した後に辞退する際は、辞退届(様式第5号)を提出してください。

## 8 企画提案書の失格等

次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とします。

- (1) 提出期限を過ぎて参加表明書や企画提案書が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合
- (3) 提出書類に不備があった場合
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (5) 参加表明書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
- (6) 本要領に違反すると認められる場合
- (7) プロポーザル審査委員会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が企画提案書を提出した場合
- (8) その他、イノベ機構が予め指示した事項に違反した場合

## 9 審査結果の通知

審査結果は、後日書面により通知します。

- (1) 通知予定日  
令和8年5月中予定
- (2) 審査結果の通知等
  - ア 審査の結果は、全ての提案者に対し結果を通知します。
  - イ 審査結果に対する意義申し立て、質問等は一切認めません。
  - ウ 委託契約候補者が契約を締結しない場合、次点の者と契約の交渉を行います。

## 10 契約等に関する事項

- (1) 業務仕様書の協議等  
選定した契約候補者とイノベ機構が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。なお、仕様書の内容は契約候補者が提案した内容を基本とするが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、イノベ機構と委託契約候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。
- (2) 契約の締結  
公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構財務規程に定める随意契約の手続きに基づき、委託契約候補者から見積書を提出してもらい、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結します。
- (3) 契約に関する条件等  
受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。業務の一部を第三者に委託する場合は、事前にイノベ機構と協議して了承を得ること。  
また、企画提案書に基づく委託業務を履行できなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、イノベ機構は契約相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができること。